

令和5年度島根県立特別支援学校（病弱教育）高等部 生徒募集要項

島根県立松江緑が丘養護学校
島根県立江津清和養護学校

1 出願資格

特別支援学校（病弱教育）高等部に出願をすることができる者は、以下の①に該当する者であり、かつ②又は③に該当する者とする。

- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者
- ② 特別支援学校中学部、中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）を令和5年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者
- ③ 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

また、以下のことを満たす者とする。

- 入学志願者は、原則として島根県内に居住している者とする。ただし、特別の事情が認められる県外居住者については、志願先の特別支援学校長は出願を認めることができる。（4 出願手続 参照）
- 入学志願者並びに保護者（この要項において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、入学志願者を現に監護するものをいい、当該入学志願者が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。）及び担任（入学志願者が成年者の場合にあっては、保証人（本県に居住する親族等）とする。）は、出願を予定する特別支援学校長の定める期日に、当該特別支援学校の就学相談会に参加することとする。（3 就学相談会 参照）

2 募集定員

別途公示する。

3 就学相談会

入学志願者の入学の意思又はその就学に関する保護者及び担任（入学志願者が成年者の場合にあっては、保証人（本県に居住する親族等）とする）の意向を十分に把握し、適切な就学を図るため、以下のとおり就学相談会を実施する。

学校名	就学相談会		住 所 電話番号
	参加受付期間	開催期間	
島根県立 松江緑が丘養護学校	8月29日（月） ～9月2日（金）	10月6日（木） ～10月28日（金）	〒690-0015 松江市上乃木5丁目18番1号 Tel 0852-23-9500
島根県立 江津清和養護学校	9月1日（木） ～9月9日（金）	10月11日（火） ～10月21日（金）	〒695-0001 江津市渡津町772番地 Tel 0855-52-2613

（1）就学相談会参加に要する書類

入学志願者の卒業又は卒業見込みの中学校等（以下「出身中学校等」という。）の校長は、志願先の特別支援学校長へ下記の書類と切手を提出する。なお、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。郵送する場合は、書留郵便にて送付する。

- ① 就学相談申込書（病様式第1号）

- ② 就学相談事前調査書（病様式第2-I号）（病様式第2-II号）
- ③ 切手 申込者が1～2名の場合は84円、3名以上の場合は94円（定形郵便物）
- ④ 診断書（病様式第3号）
- ⑤ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの

＜提出書類に係る留意点＞

- ・病様式第1号、病様式第2-I号、病様式第2-II号及び病様式第3号については、島根県教育用ポータルサイトに掲載する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者については、入学者選抜に係る説明会の際又は請求に応じて配付する。
- ・複数の特別支援学校へ参加を申し込む場合については、同一障がい種に限り、複写でもよい。
なお、障がい種が異なる特別支援学校については、様式が異なるため留意すること。

（2）就学相談会の日時の通知

参加を申し込んだ各特別支援学校から出身中学校等の校長を経由して個別に通知する。なお、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、各特別支援学校から直接通知する。

4 出 願 手 続

（1）出願の制限

入学志願者は、出願資格を有する場合に限り、第1志望校のみ出願することができる。

なお、病弱の他に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由を併せ有する者も出願することができる。

（2）入学願書等の提出

- ① 入学志願者は、次に掲げるものを作成し、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者を除く。

（4 出願手続（2）③ 参照）

ア 入学願書（病様式第4号）

- ② 出身中学校等の校長は、入学志願者ごとに次に掲げるものを作成し、①の入学志願者から提出されたものとまとめて、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学志願者調査書（病様式第5号）

イ 受検票書留送付用切手 460円（定形外郵便＋簡易書留郵便）

ウ 検査結果通知書書留送付用切手 460円（定形外郵便＋簡易書留郵便）

※ただし、「ウ 検査結果通知書書留送付用切手」は、出身中学校等の校長が教員を派遣して検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてもよい。

- ③ 入学志願者で、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、次に掲げるものを所定の期間中に、直接志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学願書（病様式第4号）

イ 受検票書留送付用切手 460円（定形外郵便＋簡易書留郵便）

ウ 検査結果通知書書留送付用切手 460円（定形外郵便＋簡易書留郵便）

※ただし、「ウ 検査結果通知書書留送付用切手」は、志願先の特別支援学校に出向いて直接検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてもよい。

＜出願書類に係る留意点＞

- ・入学願書（病様式第4号）については、原則として就学相談会の際に配付する。
- ・入学志願者調査書（病様式第5号）については、島根県教育用ポータルサイト及び県教育委員会（特別支援教育課）ホームページに掲載する。

- ・提出の際には、封筒表面に「高等部入学者選抜関係書類在中」と朱書し、郵送の場合は、簡易書留にて送付すること。

(3) 出願期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月13日（金）まで

*** 郵送の場合は、1月13日（金）午後5時 必着**

*** 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間で受け付ける（ただし土・日・祝日を除く）**

(4) 受検の辞退

出願した後、入学志願者が何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、入学志願者はすみやかに出身中学校等の校長を経由して志願先の特別支援学校長に入学者選抜検査辞退届（県様式3）を提出すること。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

(5) 県外居住者の出願

① 保護者が県外に居住する入学志願者は、出身中学校等の校長を経由して、県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書（県様式6）及び県外入学志願誓約書（県様式7）により、居住する都道府県教育委員会に本県の特別支援学校高等部に出願することを届け出る。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接居住する都道府県教育委員会に届け出る。当該都道府県教育委員会は、本県の特別支援学校高等部に出願する特別事情が妥当であると判断される場合に、所管する公立特別支援学校高等部を併願していないことを証明した県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書及び県外入学志願誓約書を県教育委員会（特別支援教育課）に提出する。

県教育委員会は、本県の特別支援学校高等部への出願を許可した場合に限り、当該出身中学校等の校長を経由して県外入学志願誓約書を入学志願者に送付する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者については、直接送付する。入学志願者は、入学願書に県外入学志願誓約書を添付し、出身中学校等の校長を経由して、志願先の特別支援学校長に提出する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者については、直接提出する。

② 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の特別支援学校高等部へ出願期限を過ぎて出願するときは、4 出願手続き（5）県外居住者の出願①の手続きにより県教育委員会（特別支援教育課）に願い出た上、県外特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願許可書（県様式8）によって許可を受けた者に限り出願することができる。また、その場合には県外入学志願誓約書（県様式7）及び県外特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願許可書（県様式8）を入学願書に添付しなければならない。

③ 保護者が県外に居住する入学志願者は、原則、本県に居住する親族により保証人を置くものとする。ただし、次の場合に限り、保証人を置かないことができる。

ア 保護者が転勤又は転住により、本県に転居する場合

イ 児童相談所により本県内施設に措置され、当該施設長が親権を有している場合

ウ 県教育委員会（特別支援教育課）に協議の上、特別の事情が認められた場合

(6) 受検料

不要

5 選 抜 検 査

(1) 入学者選抜基準

各特別支援学校長は、各受検者について、特別支援学校（病弱教育）高等部の教育課程による学習の適性を判断して選抜を行う。

(2) 検査内容

面接

(3) 実施期日

令和5年2月1日（水）

(4) 検査場

志願先の特別支援学校

(5) 受検票

受検票及び日程の詳細等は、志願先の特別支援学校から出身中学校等の校長を経由して、入学志願者に送付する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者には、直接送付する。

(6) 追検査

やむを得ない事由により検査を受けることができない入学志願者は、入学者選抜検査開始時刻までに志願先の特別支援学校長に報告することとし、その後すみやかに入学者選抜検査欠席事由届(県様式1)を出身中学校等の校長を経由して志願先の特別支援学校長に届け出ることにより、追検査を求めることができる。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

6 合格発表

(1) 合格者の発表

令和5年2月15日（水）午前10時

各特別支援学校において、掲示等で発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。

(2) 可否の通知

出身中学校等の校長を経由して、入学志願者本人又は保護者あてに文書により通知する。出身中学校等の校長が教員を派遣して交付を受ける場合は、当該出身中学校等の校長は、当該派遣教員をとおして委任状(県様式5)を提出するものとする。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者については、直接可否を通知する。

7 入学の辞退

合格発表後、何らかの事由により入学を辞退する場合は、入学志願者は出身中学校等の校長を経由して、志願先の特別支援学校長にすみやかに入学辞退届(県様式4)を提出する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

8 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、方針を変更する場合がある。

*** 参考 ****
 昨年度（令和４年度）島根県立特別支援学校高等部及び専攻科の定員は次のとおり

〔視覚障がい教育〕

学校名	学 科		学級区分	1 学級人数	学級数	募集定員
島根県立盲学校	本 科	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
		保健理療科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
	専攻科	理療科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
		保健理療科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名

〔聴覚障がい教育〕

学 校 名	学 科		学級区分	1 学級人数	学級数	募集定員
島根県立松江ろう学校	本 科	普 通 科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
		産業技術科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	2	6 名
	専攻科	産業工芸科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
		生活デザイン科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
島根県立浜田ろう学校	本 科	美術工芸科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名
		被 服 科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
			重複障がい学級	3 名	1	3 名

〔知的障がい教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1 学級人数	学級数	募集定員	
島根県立松江養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	5	40 名	
		重複障がい学級	3 名	11	33 名	
	安来分教室	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
島根県立出雲養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	5	40 名	
		重複障がい学級	3 名	8	24 名	
	邇摩分教室	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
	雲南分教室	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
島根県立石見養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名	
		重複障がい学級	3 名	1	3 名	
島根県立浜田養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	2	16 名	
		重複障がい学級	3 名	5	15 名	
島根県立益田養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	2	16 名	
		重複障がい学級	3 名	2	6 名	
島根県立隠岐養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名	
		重複障がい学級	3 名	1	3 名	

〔肢体不自由教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1 学級人数	学級数	募集定員
島根県立松江清心養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
		重複障がい学級	3 名	2	6 名
島根県立江津清和養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
		重複障がい学級	3 名	1	3 名
島根県立出雲養護学校	普通科	重複障がい学級	3 名	1	3 名
島根県立益田養護学校	普通科	重複障がい学級	3 名	1	3 名

〔病弱教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1 学級人数	学級数	募集定員
島根県立江津清和養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
		重複障がい学級	3 名	1	3 名
島根県立松江緑が丘養護学校	普通科	単一障がい学級	8 名	1	8 名
		重複障がい学級	3 名	2	6 名

学校教育法施行令

(昭和28年10月31日政令340号)

(視覚障害者等の障害の程度)

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね〇．三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能 又は著しく困難な程度のも
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用に よつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知 的 障 害 者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に 援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活へ の適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基 本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観 察指導を必要とする程度のも
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が 継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日文部省令第11号)

第九十五條 学校教育法第五十七條の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同
等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課
程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三六号）により、
中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者